

## 募集新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成18年7月29日

株主各位

東京都港区東新橋一丁目9番2号  
汐留住友ビル  
セガサミーホールディングス株式会社  
代表取締役会長兼社長 里見 治

当社は、平成18年7月28日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

#### 1. 募集新株予約権の名称

セガサミーホールディングス株式会社2006年8月発行新株予約権（取締役用）

#### 2. 募集新株予約権の総数

430個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

#### 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）後に、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、募集新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、募集新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行う。

#### 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に第3項に定める募集新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。以下本項において同じ。）を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

（イ）新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、

調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、当該株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(無償割当の場合を含む。ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

なお、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の取得を当社に対して請求できる証券を発行もしくは処分する場合(無償割当の場合を含む。))又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行もしくは処分する場合(無償割当の場合を含む。))、調整後の行使価額は、発行又は処分されるもしくは割り当てられる証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当の場合には、効力発生日。)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

また、当社が時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式その他の当社普通株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券(ただし、前記に該当するものを除く。)を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由の発生日時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

(ハ) (イ)および(ロ)の各取引において、当社普通株主のための権利付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他の当社の機関の承認を条件としている時には、(イ)および(ロ)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をした者に対しては、調整後の行使価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ニ) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月15日から平成22年7月30日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が取締役会決議により募集新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 募集新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が第12項に定める募集新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権者に割当てられた一切の新株予約権をただちに無償で取得することができる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

第5項に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

第12項に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
第8項に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 募集新株予約権証券の発行

募集新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

12. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めに従い、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、死亡時に行使していなかった新株予約権について相続を認めるものとし、新株予約権者の相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権を行使することができる。
- (3) 募集新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

13. 募集新株予約権の払込金額

ブラック・ショールズ・モデルにより次の算式に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - T) \quad \text{ここで、} \quad d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

(C) : 1株当たりのオプション価格

(S) : 株 価

(X) : 行 使 価 額

(T) : 予 想 残 存 期 間

(σ) : 株 価 変 動 性

(r) : 無 リ ス ク の 利 子 率

(q) : 配 当 利 回 り

(N(.)) : 標 準 正 規 分 布 の 累 積 分 布 関 数

14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成18年8月14日

15. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成18年8月14日

以 上